

情報提供 17

平成 19 年 10 月 26 日

全国重症心身障害児（者）を守る会

各支部長 様  
各運動推進委員 様  
法人各常任理事会委員 様  
各ブロック長 様

全国重症心身障害児（者）を守る会  
会長 北浦 雅子

自由民主党 社会保障制度調査会障害者福祉委員会への要望書の提出について

去る 10 月 19 日（金）、自由民主党社会保障制度調査会の障害者福祉委員会において、障害児福祉施策についてのヒアリングが行われ、当会からは北浦会長及び秋山法人副会長ご出席のもと、別紙の要望書を提出いたしましたので、情報提供いたします。

ヒアリングにあたり、北浦会長から 5 分間ご発言され、児者一貫制度の維持存続について要望するとともに、障害者自立支援法の改善ならびに重症心身障害児施設の看護師の確保対策について、重症心身障害児(者)を取り巻く切実な状況を交え、要望いたしました。

同じく、日本重症児福祉協会からは、末光茂常務理事が 5 分間ご発言され、重症児施設の果たす役割の強化と充実等について要望されました。

本情報提供については、会員の皆様に周知していただきますようお願い申し上げます。

なお、この情報は当会のホームページにも掲載しておりますことを申し添えます。

以 上

平成 19 年 10 月 19 日

自由民主党政務調査会

社会保障制度調査会

障害者福祉委員会

委員長 木村 義雄 様

社会福祉法人

全国重症心身障害児（者）を守る会

会長 北浦 雅子

## 要 望 書

日頃より、重症心身障害児・者に格別なご支援ご高配を賜り深く感謝申し上げます。

お陰をもって、重症児者も生きがいをもって地域で、施設で生活することができますことありがとうございます。

当会では、次のことをお願い申し上げます。

### 1 児童福祉法の見直しにおける児者一貫制度の維持存続

昭和 42 年に、自民党の先生方のご尽力により、児童福祉法に重症心身障害児施設が規定され、また年齢が超過（18 歳以上）した場合も継続入所ができる児者一貫の制度が認められました。私たちは、重い障害のある子どもたちの命が、これで守られると心から感謝を申し上げてきたものです。

このたび、児童福祉法の見直しによって、この児者一貫の制度が崩壊するのではないかと危惧しています。

今後とも、児者一貫の現制度を維持継続していただきたくお願いします。

### 2 障害者自立支援法の改善について

(1) 利用料負担金の軽減措置について

(2) 施設運営費の単価等の改善について

### 3 重症心身障害児施設の看護師の確保対策

当施設は、児童福祉施設であるとともに医療法の病院でもあります。

最近、看護師確保難のために看護師が不足しています。このことは、入所者の療育の質に影響を及ぼすばかりではなく、在宅支援の重要な施策である短期入所（ショートステイ）が利用できない状況となっており、在宅重症児者の家族は大変困っています。

看護師確保対策にご支援をお願いします。

(参考資料)

## **重症心身障害児に関する関連条項**

### **(児童福祉法)**

#### **【重症心身障害児施設】**

##### **第 43 条の 4**

重症心身障害児施設は、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童を入所させて、これを保護するとともに、治療及び日常生活の指導をすることを目的とする施設とする。

#### **【都道府県がとることができる措置】**

##### **第 63 条の 3**

都道府県は、当分の間、必要があると認めるとときは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している満 18 歳以上の者について、その者を重症心身障害児施設に入所させ、又は指定医療機関に対し、その者を入院させて治療等を行うことを委託することができる。

② 前項に規定する措置は、この法律の適用については、第 27 条第 1 項第 3 号又は同条第 2 項に規定する措置とみなす。